

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続

局名	雇用均等・児童家庭局
----	------------

I. 保育対策総合支援事業費補助金に係る交付申請等

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

「保育対策総合支援事業費補助金」においては、保育士確保対策、小規模保育等の改修等を目的とする25の事業を実施している。手続が事業ごと、自治体ごとに異なっているが、特に民間の事業者からの申請に基づくものについては、交付申請及び実績報告の提出を実施している。

② 電子化の状況

電子化が行われている事例は承知していない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- ・ 郵送・メール等での申請の推進
 - ・ 認可等の際に提出している書類の再提出を削減
- 以上の削減方策による削減効果は33%の見通しである。

政府としては、コスト削減のために、自治体の理解を得ながら、押印等の紙媒体で提出が必要な書類を除き、必要書類の郵送・メール等での提出を推進するとともに、1度提出した書類の再提出を不要とするよう自治体に要請する。

これらの取り組みを実施するに当たっては、

- ・ 平成29年度中に方針を示すとともに、
- ・ 平成30年度中に各自治体での検討、補助要綱の改正等を行い、
- ・ 平成31年度中にコスト削減後の申請を受け付ける

こととなる。また、適切にコスト計測を行うためには、自治体担当者・保育事業者が変更後の手続に習熟し、十分な件数が処理されることが必要であるため、コスト計測は平成32年度に行う。

3 コスト計測

1. 選定理由

事業者が自治体に対して申請を行う事業であり、また、実施している自治体が多いことから、保育士宿舎借り上げ支援事業についてコストの測定を行う。

2. コスト計測の方法及び時期

- 保育士宿舎借り上げ支援事業の現状のコスト（複数自治体と大手保育事業者に対して平成 29 年 6 月時点でヒアリングした結果を基に標準モデルとして作成）

- ① 交付申請・・・約 1440 分／件

- ② 実績報告・・・約 960 分／件

⇒①については、郵送・メール等での申請の推進により役所への書類持参に要している移動時間を削減、認可等の際に提出している書類の再提出を削減により約 5 枚の書類作成時間を不要とする。

②については、郵送・メール等での申請の推進により移動時間を削減する。（実績報告には記名押印の必要な書類がない場合もあり、交付申請時に比べて、郵送・メール等での申請の効果が高い）。

- 計測方法

事業を実施している自治体に対して、事業者が申請を行う際に要する時間をヒアリングする。

Ⅱ. 母子保健衛生費国庫補助金に係る交付申請等

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

母子保健衛生費国庫補助金によって補助を行っている事業の実施主体はあくまで地方公共団体であり、当該補助金を受けた地方公共団体が任意に当該事業を民間事業者等へ委託する場合の手続については、各地方公共団体において会計規則等により定められている。

例えば、

- ・ 事業委託契約の締結・更新
- ・ 事業の実績報告
- ・ 委託費の請求

等の手続を求めている場合がある。

② 電子化の状況

全体の手続のうち3%が電子化されている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- ・ 下記の取組により、20%のコスト削減を目標とする（平成31年度）。
- ・ 地方公共団体における、報告様式の電子化やメールによる行政手続簡素化の取組など、電子化を行っている好事例を収集する。
- ・ 全国児童福祉主管課長会議等の機会を通じて、上記事例を情報提供する等により手続の軽減について周知する。

なお、行政手続の電子化によりコスト削減を図るには、事業の実施主体として手続を定めている地方公共団体の理解・協力が必要となる。

3 コスト計測

1. 選定理由

妊娠・出産包括支援事業

手続総件数が当該補助金全体の約9割を占めており、地方公共団体へコスト削減方針を示すことで、事業者の負担軽減に寄与するものと判断。

2. コスト計測の方法及び時期

①コスト計測の方法

事業者へのヒアリングに基づき、妊娠・出産包括支援事業実施後の手続について、標準的なモデルケースを設定。

- ・ 事業実施報告書（委託料請求書）の作成 約52.5時間
(利用者一人当たり約45分×年間約70件)
- ・ 事業実施報告書（委託料請求書）の郵送手続き 約5.8時間
(利用者一人当たり約5分×年間約70件)

事業者にとって、利用者毎に異なる事業実施報告書（委託料請求書）を紙媒体で作成し、郵送で地方公共団体へ提出することは過度な負担となっていることが判明したため、削減方針を以下のとおり定め、所定の時期にコストの計測を行う。

- ・ 報告様式を電子化することで、過去に作成した報告書を引用でき、内容の修正等も容易とな

る。

- ・郵送ではなくメールでの報告書提出を認めることで、封筒の作成や投函等の処理を省略することができる。

②コスト計測の時期

全国児童福祉主管課長会議等における、削減方針の周知後に計測する必要があることから、同会議後に6か月程猶予をおき、平成30年9月頃に計測することを想定している。